

審査基準及び標準処理期間

所属名	薬務課 薬物対策・企画担当
内線番号	4786

No.	項目	内容
①	処分名	向精神薬試験研究施設設置者の登録
②	法令名	麻薬及び向精神薬取締法
③	法令番号	昭和28年3月17日法律第14号
④	根拠条項	第50条の5第1項第2項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	第50条の5 向精神薬試験研究施設設置者の登録は、国の設置する向精神薬試験研究施設にあつては、厚生労働大臣が、その他の向精神薬試験研究施設にあつては、都道府県知事が、それぞれ向精神薬試験研究施設ごとに行う。 2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第五十一条第三項の規定により登録を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者については、登録をしないことができる。
⑦	審査基準	・麻薬取締法等の一部を改正する法律の施行について(平成2年8月22日薬発第852号厚生省薬務局長通知)
⑧	経由機関名	府保健所
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)25日
	経由期間	10日
	協議機関	
	当該処分機関	15日
⑫	問合せ	薬務課薬物対策・企画担当(075-414-4786)
⑬	備考	